

令和 6 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

県内14町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3年にわたる新型コロナウイルス感染症対策は、5月8日より5類感染症に移行したことから、一つの節目を迎えましたが、決して気を緩めることなく、感染症により停滞していた社会経済活動を早期に回復させ、正常化させることが何よりも求められております。

一方、地球温暖化等の影響による異常気象や気候変動が常態化しており、毎年のように発生する記録的な大雨による河川の氾濫や、がけ崩れなどの災害から地域住民を守らなければなりません。住民との最前線に立つ町村としては、常に緊張感を持って取り組んでいるところであります。

さらに、町村民からは、生活に密着した様々な要望を日々受けており、町村を取り巻く課題はますます増大しております。町村としましては、これらの課題の解決に向け、県と協力し、全力で取り組んでまいり所存です。

県におかれては、非常に厳しい財政状況と推察いたしますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項であります。

令和6年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、町村の厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜るとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけと県の真摯な取り組みをお願い申し上げます。

令和5年8月28日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 湯 川 裕 司

目 次

I 重点要望	1
1 地方分権と地方創生の一層の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	8
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	12
5 子ども・子育て支援政策の推進	16
6 産業の振興及び観光施策の推進等	18
7 都市基盤等の整備促進	20
8 教育施策の推進	23
II 地域要望	26
1 三浦半島地域要望	26
2 湘南地域要望	28
3 足柄上地域要望	31
4 足柄下地域要望	38
5 愛甲地域要望	44
6 水源地域要望	47

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重点要望

I 重点要望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県が現在、取り組まれている自治体間の広域連携を円滑に進められるよう、調整、支援の役割を引き続き推進するとともに、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題に対しても、その役割を果たすこと。

イ マイナンバーカードの利便性向上を推進する中で、必要となる人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの取得を推進するうえで、個人情報保護への配慮等のカードに係る安全性や、カードを用いて税情報等の幅広い個人に関する情報を閲覧できるマイナポータルの安全性についても十分周知するよう、国へ働きかけること。

ウ 国が進める自治体DX推進計画の実現に向け、町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うことで、住民の利便性における地域間格差が生じないように、町村がDX推進計画を策定するにあたっては、県はデジタル人材の派遣に加え、町村の意向を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。

エ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が速やかに情報収集出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけるとともに、国の統計情報提供の現状を町村へ情報提供をすること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集利用できるよう、早期の公表に努めること。

オ ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等を始めようとし、また、国もその推進を図っていることから、二拠点それぞれの保育園の在籍を可能とする保育園の二重在籍を実現できるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めることを、国へ働きかけること。

カ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とするとともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないように、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

また、現在、各市町村が個別に連携協定を締結している状況を踏まえ、県が一つの枠組みを提示し、宣誓要件の相違の有無に関わらず、導入市町村が一同に連

携できる広域的な仕組みづくりを検討すること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすくするとともに、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、引き続き、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当支給割合の超過を理由とした特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた町村における喫緊の課題である職員の処遇改善を阻害することから減額措置を廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

イ 国策として、訪日事業を進めるなかで、観光客の増加に伴う観光関連の財政需要の拡大が見込まれることから、観光地需要への適切な財政措置の必要性を国に求め、地方への一般財源総額の確保を、引き続き国へ働きかけること。

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ求めること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、優先順位が低い事業であっても全額留保されることなく早期に交付決定を行うこととし、町村がより一層活用出来るようにすること。

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、自治体が位置づけた「(仮

称) 地方版総合戦略」の事業推進にあたっては、引き続き、各地域県政総合センター等を窓口として、町村とも連携することで地方創生の相乗効果を生み出すなど、事業を推進すること。

また、町村が策定した「(仮称) 地方版総合戦略」に掲げる取り組みを推進するため、十分な予算を確保し、町村が柔軟に活用できるよう補助金制度等の運用を図るとともに必要な支援を行うこと。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算基準とするよう、引き続き国に働きかけること。

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新型コロナウイルス感染症や新感染症及び災害時など非常事態における国の交付金措置においては、財政力によらず、実情に即した必要な額を措置するよう引き続き、国へ働きかけること。

(10) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の級地区分決定にあたっては、隣接する自治体との支給割合に大きな格差が生じないように、地域手当の指定基準を見直すよう引き続き国へ働きかけること。

(11) 県税徴収取扱費の見直し

賦課徴収環境の充実を図るべく、個人県民税に係る徴収取扱費が町村の賦課徴収業務に要する経費の実情を踏まえたものとなるよう、地方税法施行令第8条の3の改正について国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直すとともに、定められる対策を関係自治体と連携し、着実に推進するよう、国へ働きかけること。

イ 改定された神奈川県水防災戦略に基づき、頻発する水害を未然に防止するよう、引き続き、位置づけられた施策を関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保と、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める対象事業について使用可能となる補助金とするよう見直しを行うこと。

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけるとともに、原因者から、財政支援が得られるような新たな制度を創設することを、国へ働きかけること。

オ 昨今の台風の大規模化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

カ 近年の異常気象による土砂崩れなどで被災した道路運送法に基づく一般自動車道などの重要な道路については、私道であっても地域の経済を支える重要な道路や生活道路となっていることもあるため、公私を問わず、早期復旧に向けた柔軟な財政等の支援を講ずることを、国へ働きかけること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように予算を確保するとともに、補助率の引き上げや補助対象事業の拡充のための予算確保にも努めること。

また、補助対象となる「機能強化」に施設や設備機器等の更新も加えるなど、拡充を図ること。

イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催すること。

また、技術者が不足する自治体で、迅速かつ適正に調査・評価ができるよう、内

閣府が発出している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、職員が現場で迅速に活用できる簡便なマニュアルを作成することや、専門職員を派遣する支援制度を構築することを国へ強く働きかけること。

ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう財政支援を国へ働きかけること。

エ 避難者への健康管理上の配慮等により、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、引き続き早期実現に向け、国へ働きかけること。

オ 住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、強く国へ働きかけること。

カ 平成 29 年 3 月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった 5 t 消防ポンプ車については、講習受講による準中型免許取得ではなく、従来どおり、普通免許で運転が可能となるような制度を構築するよう、国へ働きかけること。

また、消防職員についても中型免許以上の取得が負担とならないよう適切な支援制度を講ずるよう国へ働きかけること。

キ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご付消防自動車及び消防救急無線設備の更新や維持管理並びに指令センターや消防 D X の推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用されるよう財政的な支援制度を構築するとともに、国・県補助金や地方債及び交付税措置の拡充を図り、併せて国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準 100%の目標を早期に達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」の対象範囲拡充を行うとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に創設するよう国へ強く働きかけること。また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けることも併せて要望すること。

(4) 公共施設等における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、神奈川県地域防災力強化支援事業に基づく防犯カメラの設置に対しては、補助対象や補助金額の増加を図りながら令和 6 年度以

降も引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置を要する防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、新たな財政的支援措置を講ずることを国へ働きかけること。

ウ 防犯灯については、温室効果ガス排出量や光熱費の効果削減を図るため、多くの自治体が LED 化を進めてきたが、整備後 10 年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政的支援措置を講ずることを、国へ働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成 31 年 3 月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要であり、統合により交番が廃止となった地域においては、従来の交番機能を有し、機動力を活かしたアクティブ交番を配備するなど、引き続き行うこと。

さらに、警察官の増員など関連する予算についても併せて措置を講ずるよう、引き続き、国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋に対する支援制度の検討を国へ強く働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

(8) 「小規模な倉庫」の床面積要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫等小規模な倉庫については、倉庫本体の費用のほかに、建築確認申請にかかる費用が生じてしまうことから、地域の防災力の向上に資する規模で、その設置が容易に可能となるよう、必要な支援を検討するとともに、国に対しても、支援の働きかけを行うこと。

(9) 大規模盛土造成地等の安全点検

近年の異常気象により起こりうる豪雨の影響が懸念されることから、宅地をはじめとする盛土箇所や大規模盛土造成地について、引き続き、現地確認及び点検を行い、調査の結果を町村と情報共有すること。また、対策工事が必要となった場合の技術的支援や財政的支援の制度を構築すること。

(10) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの制度を構築すること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、神奈川県の高貴な資源である温泉の源も地下水であり、この地下水を保全するためにも森林整備が不可欠である。「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」は令和8年度までとなっていることから、それ以降においても引き続き実施し、この施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識し、水源地が抱える課題に対して、積極的な支援策を講ずること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）については、交付金充当可能額を満たす予算を確保すること。

エ 砂の減少により岩肌の露出が見受けられる海浜において、養浜・サンドリサイクル等を効果的に行い、安全な状態を保つこと。

特に、海水浴場として開設する海浜など、多くの利用が想定される海浜については、重点的に行うこと。

オ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤステの蔓延防止を図るため、担当部署を明確にし、生息域の把握に努め、具体的な対策を講ずること。

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

ア 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を引き続き行うよう、国へ働きかけること。

イ 森林環境譲与税については、森林面積割合などについて、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながるよう見直すことを国へ働きかけること。

また、森林整備及びその促進を図る支援制度を充実させるとともに、森林環境譲与税が有効に活用できるよう県内市町村間における木材利用や人材育成等が円滑に実施できるための広域支援を行うこと。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自の政策として初期投資への助成を検討すること。

イ 再生可能エネルギー設備等及び省エネルギー設備等のさらなる普及拡大を図

- るため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより柔軟に活用できるよう脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業における認定要件の緩和及び、地方自治体に多大な財政負担が生じないように交付率の見直しの実施を国へ働きかけるとともに、設置者負担額の軽減のための財政支援制度をさらに充実させること。
- ウ かながわ脱炭素ビジョン 2050 を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、地球温暖化防止対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の共同策定のマッチングなど、町村の脱炭素に向けた取組については、改定される「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけ、支援を充実させること。
- エ 地球温暖化対策を進めるうえで太陽光発電施設等の普及促進は重要であるものの、景観、土地の形質変更に伴う防災機能の低下等が懸念されるため、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響を鑑み、県は条例を制定し、太陽光発電施設等の設置に係る基準等に関して必要な事項を定め、地域環境との調和を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

- ア 各地域における有害鳥獣被害状況（農作物被害や生活被害のほか、森林の植生劣化等）を検証し、実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センターに配置されていた鳥獣被害対策専門員の再編整備により、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された職員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大している、ニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。
- イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策について、国はジビエ活用の有無によって支援策が異なるが、捕獲従事者への負担は、ジビエ活用の有無とは関連なく、地域性もあることから支援策の差異を見直すよう国へ強く働きかけること。
- ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。
- エ 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は事業がスタートした平成 27 年度以降ほとんど変わっていないため、単価の見直しを行うとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金にて措置している鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険について、全額措置を講ずるよう、国へ働きかけること。
- さらに、令和 3 年度から国の捕獲活動経費の単価を補完する制度が、県において創設されたが、令和 5 年度までの時限措置とせず、令和 6 年度以降も引き続き支援する制度とすること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保とごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。

また、ごみの広域処理に必要な施設の整備については、町村支援の観点から、県としても整備を実施する町村に対する助成制度を検討すること。

イ 町村は、プラスチックに係る資源循環等に関する法律において、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされているが、再商品化を促進するためには、再資源化業者の確保が必要であるため、県として主導するとともに、町村の再資源化先の安定的確保について支援すること。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する指針の策定

県の規則において、住宅と墓地の距離規定はあるが、納骨堂には距離規定がなく、行政界に設置される可能性もあるため、広域的見地から、納骨堂と住宅との距離規定に係る指針を示すこと。

(7) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

ア 厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音や低空飛行による脅威を感じる事が予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。

イ レジャーなどに利用される超軽量動力機いわゆるエンジン付きパラグライダーの騒音等に関する法的規制がなく、住民から騒音に対する意見が寄せられている町村もあることから、エンジンやプロペラ等から発生する音量の規制や検査、飛行可能な地域の設定等について、実態を調査把握し、必要な制度の検討を行うこと。

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止にあたっては、県主導で対策を講ずるほか、伐採等に見合った財源の確保

が図られるよう国へ働きかけること。

(10) 民泊及び簡易宿所の適切な指導徹底及び情報共有

民泊法に基づく施設や管理人等が常駐しない簡易宿所などにおいて発生している、騒音やゴミ出し等に関する問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等を実施すること。

また、違法民泊の疑いや騒音被害などに関する連絡があった場合は、保健福祉事務所の職員が聞き取り調査や現場調査を実施して事実確認を行っているが、当該調査や指導の結果について、当該施設の所在町村との情報共有を図ること。

(11) 地盤沈下状況把握のための水準測量への支援の充実

隔年で実施する行政区域内の水準測量の事業実施にあたっては、市町村地盤沈下補助金の交付対象となり、その補助率は「1/3 以内」とされているが、ここ数年の交付実績は「1/5～1/6」に割り落としされていることから、補助率の上限の補助金額を交付すること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関として、周産期医療体制及び小児医療体制の充実は不可欠である。特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の一層の充実強化を図ること。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられた各種がん検診は、全額国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としても町村と連携し、必要な支援対策を講ずること。

エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することの実現に向け、引き続き国へ要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

(2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

イ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併せて地域生活支援事業に係る費用を国の義務的経費と位置付けるよう国へ働きかけること。当該費用が負担金化されるまでの間については、国の規定補助率と実質補助率との乖離によって町村に過度な負担が生じないように、十分な財政措置を国へ働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積もる必要があることから、県の補助額を早期に町村に明示する

こと。

ウ 現在、障がい者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はあるが、加齢性難聴に対しては一部の自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対し助成を行っている状況である。

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるために、国の負担による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、法定外繰入やその背景にある保険料（税）水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 18歳以下の被保険者に係る均等割保険料（税）を免除するなど、子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するとともに、国においてその財政措置を講ずるよう、国へ強く働きかけること。

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国へ働きかけること。

エ 子どもや障がい者への医療費助成については、町村単独で補助を行っている場合、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう引き続き国へ働きかけること

オ 新型コロナウイルス感染症に罹患した者等を対象とする傷病手当金に対する財政支援について、新型コロナウイルス感染症による影響が続く間は、引き続き実施するとともに、全額支給するよう国へ働きかけること。

カ マイナンバーカードと保険証の一体化のための取組みは、国が主体的に実施し、安全性及び利用促進に必要な広報等医療保険者の事務負担が増大しないよう配慮すること。また、一体化に伴うシステムの改修、広報等に要する費用については、その全額を国の責任において負担することを国へ働きかけること。また、別人の情報が紐づけられるなどといった事案が現に発生していることから、再発防止を徹底するとともに、適正な周知を図ること。

(4) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

さらには、令和4年の児童福祉法改正により、町村はすべての妊婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

しかしながら、「こども家庭センター」の設置又は子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な組織体制を構築するために必要とされる統括支援員の配置に係る補助金については、児童人口1万人以上の自治体に限定されていることから、町村においては、統括支援員の確保に大変苦慮している状況にある。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

(5) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されることのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、現在の上限設定方法についても、保険者の実情に応じた見直しを行うことを、引き続き国へ働きかけること。また国の動向について、速やかに町村へ情報提供すること。

エ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営と介護保険財政に支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とし、転換した場合においても、それにより生じる介護保険財政への影響について、必要な財源支援措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

オ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

(6) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において、相談窓口となり関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置に向けた取組みが促進されるよう、各自治体の取組段階に応じた個別具体的な支援や、設置後の運営においても、関係

機関相互の連携強化を広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

5 子ども・子育て支援政策の推進

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分（国1/2、県・町村各1/4）の他に、公定価格に対する地方単独費用部分が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを行うこと。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 公立幼稚園及び保育園の広域利用の場合、公定価格と利用者負担額との差額は、保護者の居住地町村が、当該幼稚園及び保育園設置町村に負担することになっているので、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、県内市町村間のみならず、県域を越えた広域利用にあたっての課題ともなることから、負担に係る一定のルールを策定するよう国へ働きかけること。

ウ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを国へ働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入れ対策緊急支援事業」は、補助制度を継続すること。

あわせて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費および人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「かながわ子どもみらいプラン」に基づき、県の補助金積算調整基準の見直し等が図られているが、調整基準単価の根拠を明確にし、国の実施要領と整合を図るとともに、引き続き町村の声に応え、県の予算を確保し、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実を図ることができるように、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

(3) 子どもに係る医療費助成の充実

ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策である。

県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前の6歳までから小学校卒業の12歳までに引き上げを実施しているが、県補助対象である中学生の

入院については、償還払いのみを補助対象とすることを継続しているため、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていない。また、県内においては、医療費の助成対象を高校生までに拡充する動きが活発なため、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、対象年齢や所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携し、県主導で実施すること。

イ 制度改正から 15 年が経過し、社会経済情勢が大きく変化していることから、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、早期に検討を開始すること。

また、「ひとり親家庭等医療費助成制度」等について、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 特定治療助成事業において、不妊治療については、一部保険適用とならない治療もあるため、保険適用の拡大または助成制度を存続するよう国へ働きかけるとともに、不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

6 産業の振興及び観光施策の推進等

(1) 県内の観光の推進

- ア 農林水産業の6次産業化の支援を図るために設立された農山漁村発イノベーションサポートセンターの積極的な支援によって、農林水産業の資源を活かし、神奈川県6次産業化推進計画に位置づけられた取り組み方針等や目標の達成と観光資源となるブランド商品の開発・強化により、引き続き、地域の活性化を図ること。
- イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るために、施設整備を行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう引き続き国へ働きかけること。

(2) ICカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

茶の消費量・栽培面積ともに減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、農業機械等の購入費助成やスマート農業技術の導入について、県補助事業の充実を図ること。また、茶の消費量増加のため、県内全域における茶の地産地消を促進する事業を検討すること。

(4) ICTやAIの導入促進及び支援

ICTやAIの導入について、県は、町村と連携して、積極的に取り組むとともに、自治体への導入支援を引き続き行うこと。また、自治体や事業者によるICT・AIの活用や環境整備に係る独自の取り組みに対しても助成を行うなど推進すること。

(5) 小規模災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図るとともに、県としても、新たな補助制度の創設を検討すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援

新型コロナウイルス感染症の影響で国内外からの観光客が大きく落ち込み、地域経済も停滞が続いていることから、インバウンド需要の回復も含め、観光地の活性化のため、町村の声に迅速に対応し、実情に応じて必要な支援を行うこと。

(7) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とする現行体制を見直す考えが検討されており、「衛生管理区分の分割設定」等により鳥の殺処分を鶏舎単位に限定できるようにする「分割管理」の要点整理が進められてきていることから、農場の分割管理の速やかな施行と、その実現のための整備費等に充てられる財政支援メニューの創設等を、国へ働きかけること。

(8) 「建築物として取り扱わないビニールハウス」の取扱いに係る弾力的な運用について

本県では、建築物として取り扱わないビニールハウスの要件が他県よりも厳しく、スマート農業を行うビニールハウスでの農業経営を目指す法人等の参入障壁となっている。魅力ある農業を次代につなぐため、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る取扱いをこれまで以上に弾力的に運用すること。

7 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、適切な財源措置を講ずること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

イ 本交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

(3) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多い。

そのため、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

イ 県は、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とするなど、県の補助要件について、国の補助要件に合わせた制度改正を行い、国と協調して引き続き補助をすること。

ウ 県の一部の補助制度は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心とな

る鉄軌道駅に接続するものなどが補助要件となっているが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助要件の条件緩和（拡大）を図ること。

エ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画の作成が『地域公共交通確保維持事業』による補助要件として定められたが、特に広域的な路線に係る計画については、路線バス事業者が、今後とも地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助を受けられるよう、県として、主体的にその役割を果たすとともに、町村に対して支援を行うこと。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講ずること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き支援されるよう国へ働きかけること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国へ要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成 24 年度までで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、引き続き国へ働きかけること。

エ 財政基盤の脆弱な町村は、今後、なお一層の施設の老朽化対策や更新にあたって、国庫補助は必要不可欠であるものの、国の動向として、未普及対策や浸水対策への予算配分が重点的に行われ、改築や更新に係る国庫補助の継続が危ぶまれるため、国庫補助の継続について、引き続き国へ働きかけること。また、これら国庫補助の要件が厳格化しており、人員不足である町村にとって大きな負担となっていることから、要件緩和を含めた柔軟な対応につ

いて、国へ働きかけること。

オ 国策として進める下水道事業の広域化・共同化の推進について、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少に伴うサービス需要の減少などの課題が山積している状況に鑑み、将来にわたる住民サービスを確保するため適正な財政措置の必要性を国へ求めること。また、県においては、令和5年3月に策定した神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画を着実に推進するとともに、町村が抱える課題の解決に向けた必要な支援を行うこと。

(8) 公共施設の計画的更新の促進

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、引き続き、効果的な財政支援の拡充を国へ働きかけること。

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園の整備に係る、町村が活用しやすい新たな補助制度の創設を国へ働きかけること。

(10) 水源環境保全・再生事業の継続

令和8年度に終期を迎える「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」だが、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を着実に進めるとともに、市町村と連携した水源環境保全・再生施策はすべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくために重要であり、継続性が必要な施策となっていることから、令和9年度以降もこの施策に必要な財源の確保に努め、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、解決に向けた積極的な支援を行うこと。

8 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員を図れるよう、国へ補助率の引上げ等を引き続き働きかけること。

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

エ 近年、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性のある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう国へ働きかけること。

(2) 少人数学級編制の実現

義務標準法の改正により、令和7年度を目途に、小学校における全学年の35人学級編制が実現される見込みだが、引き続き、中学校まで確実に35人学級編制とするため、早期に同法の改正を行うよう国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

幼児教育の無償化に伴い制度化された、子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担が生じないよう、引き続き国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請

にあたっての日程的な問題や執行上の制約があり、町村の財政を圧迫しているため、「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、同交付金の対象では、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっているため、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて、引き続き推進を図ること。

(7) ICT・プログラミング教育の推進

情報モラル指導やプログラミング教育を実施するため、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築するとともに、国にも働きかけを行うこと。

(9) GIGAスクール構想をはじめとした ICT 環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の再整備や整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、ICT環境を有効に活用していくための人件費等も経常経費として含めた、端末1台の運用に対して通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等に乗じた交付をするなど、簡単な算定根拠を構築した財政措置を、引き続き国へ働きかけること。

(10) スクール・ロイヤールの配置

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤールの町村配置への支援と、その経費に係る財政的措置を

講ずること。

(11) 給食食材料費の高騰に伴う保育所等の公定価格の改定

物価高騰の影響により、法で定める現在の保育所等の給食費の価格では、食材料費が賄いきれないため、給食の質や量、栄養バランスを維持し、公平な費用負担とするためにも適正な公定価格の改定を国へ働きかけること。

(12) 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担措置とすること。

(13) 学校栄養教諭等の配置及び講習の実施

食育の重要性と異物混入防止等、食の安全性を確保する観点から、栄養教諭並びに栄養職員の学校給食単独実施校への国の配置基準を現行の550名以上に1人の配置から、550名より少ない人数でも各校に1人を配置できるよう基準を見直すことを国へ働きかけること。

また、国の配置基準が完了するまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準により配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭未配置である町村へは、早急に配置すること。